

報告第18号

京田辺市公営企業会計に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく京田辺市の公営企業会計に係る資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月12日 提出

京田辺市長 上 村 崇

京田辺市公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：％)

| 会計の名称              | 資金不足比率 |       | 経営健全化基準 |       |
|--------------------|--------|-------|---------|-------|
|                    | 令和4年度  | 令和3年度 | 令和4年度   | 令和3年度 |
| 京田辺市水道事業<br>会計     | —      | —     | 20.0    | 20.0  |
| 京田辺市公共下水<br>道事業会計  | —      | —     | 20.0    | 20.0  |
| 京田辺市農業集落<br>排水事業会計 | —      | —     | 20.0    | 20.0  |

(注) 各会計の資金不足比率欄の「—」の表記は、資金不足がないことを表している。